

記入する際には、リーフレット「化学物質の自主的な管理状況の報告制度について」を参考にしてください。

第18号様式の3（第40条の4関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

指定事業所に係る化学物質管理状況報告書

〇年〇月〇日

神奈川県知事殿

法人の名称及び住所、法人の代表者の氏名を記入してください。なお、代理人申請をする場合も必ず記載してください。

郵便番号 〒231-8588  
住所 神奈川県横浜市日本大通1  
氏名 ○○株式会社  
代表取締役 神奈川太郎

工場長等を代理人とすることができます。代理人申請を行う場合は、委任状を添付してください。担当者名ではなく、委任を受けている工場長等の職・氏名を記入してください。

代理人の職・氏名  
○○株式会社 ●●工場  
工場長 神奈川次郎

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第42条の3第1項の規定により次のとおり報告します。

|           |   |                      |     |   |  |
|-----------|---|----------------------|-----|---|--|
| 指定事業所の名称等 | 許可番号  | ○第○○○号               | 根拠等 | <input checked="" type="checkbox"/> 条例第3条第1項（〇年〇）<br><input type="checkbox"/> 条例第15条第1項（ 年）<br><input type="checkbox"/> 条例第17条第7項（ 年）<br><input type="checkbox"/> 条例附則第3項<br><input type="checkbox"/> 条例附則第5項（ 年） | 指定事業所となったときの許可番号、許可年月日を記入してください。不明な場合はお問合せ下さい。<br><b>【参考：許可の根拠条項】</b><br>第3条第1項：設置許可<br>第15条第1項：現況届出によるみなし許可<br>第17条第7項：災害時の特例措置設置届出によるみなし許可<br>附則第3項：旧条例（H10年4月1前）の設置許可によるみなし許可<br>附則第5項：条例制定時の既設届出によるみなし許可 |
|           | 名称  | ○○株式会社 ●●工場          |     |   |  |
|           | 所在地   | 神奈川県〇〇市〇〇1-3         |     |   |  |
| 報告に係る期間   |   | 〇年度 から 〇年度まで         |     |   | 報告を行う直近3年間を記入してください。令和2年度に提出する場合は、「平成29年度から令和元年度」と記入します。   |
| 添付書類      | <input type="checkbox"/> 化学物質の管理状況（付表1）<br><input type="checkbox"/> 環境に係る組織体制の整備に関する事項（付表2）<br><input type="checkbox"/> 環境に係る組織図及び連絡体制<br><input type="checkbox"/> その他（ ） |                      |     | <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>該当物質の使用等なし</b> </div>   |  |
|           | 報告の対象となる物質の排出や使用等がない場合は、付表1及び付表2の添付は不要です。   |                      |     |   | 報告の対象となる物質の排出や使用等がない場合は、余白に「該当物質の使用等なし」と記入してください。  |
| 連絡先       | 担当部課等名  | 環境部                  |     |   |  |
|           | 担当者氏名   | 神奈川 花子               |     |   |  |
|           | 電話番号  | ○○○○-○○-○○○○（内線）○○○○ |     |   |  |

- 備考
- のある欄には、該当する□内に☑印を記入してください。
  - 添付書類の欄には、添付した書類については□内に☑印を記入し、その他の書類を添付した場合は、その添付した書類の名称を（ ）内に記入してください。
  - 代理人が報告する場合には、当該代理人が当該報告についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。